

事 務 連 絡

平成19年8月26日

各 医 師 会
会 長 様



筑後地域救急業務
メディカルコントロール協議会
会長 和田 治彦

救急救命士が実施する救急救命処置に係る協力について（依頼）

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から筑後地域救急業務メディカルコントロール協議会へのご理解、ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、医療機関内や往診中に、患者容態の急変時、現場において、医師による処置が実施され、必要に応じ救急隊による他医療機関へ搬送が行われていることと思います。

このように医師が臨場する現場において、救急救命士がやむを得ず下記の救命処置を実施する場合、現場に居合わせた医師の具体的指示により実施することを認めておりました。

しかし、このような場合においても救急救命士は原則として指示医療機関にオンラインでの指示要請を行うことが、地域メディカルコントロール協議会で確認され、各消防本部へ通知いたしました。

つきましては、メディカルコントロール体制の充実強化のため、趣旨をご理解いただき、貴会所属の医療機関へ周知して頂きますようお願い致します。

記

1 医師の具体的指示を必要とする救命処置

- ① 食道閉鎖式エアウェイ・ラリングアルマスクによる気道確保
- ② 気管挿管（気管挿管認定救急救命士に限定）
- ③ 静脈路確保のための輸液
- ④ 薬剤投与【アドレナリン】（薬剤投与認定救急救命士に限定）

2 指示医療機関

- ① 久留米大学病院高度救命救急センター
- ② 聖マリア病院救命救急センター

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

